

『災害時における被災動物救護活動に関する協定』の概要

1 目的

阪神淡路大震災や東日本大震災等の教訓から、大規模な災害発生時には放浪犬猫の保護・収容の急増、負傷動物の治療や飼養管理業務が急増し行政だけであらゆる対応をすることは困難であると想定される。

今回、以下の考えから滋賀県獣医師会と協定の締結に合意した。

- (1) 滋賀県動物保護管理センターに保護・収容した飼い主不明の負傷動物の治療を行うことで、動物愛護に配慮し、人への危害を防止するとともに、飼い主の元へ返る機会を増やす。これは被災者である飼い主の心のケアの観点からも重要である。
- (2) 本部の設置など事前の取り決めにより役割分担を明確にし、発災時に速やかに適切な動物救護活動を開始することが可能になる。

2 位置づけ

「滋賀県動物愛護管理推進計画」（平成27年1月改定）

基本方針3：災害発生時の動物救護体制の充実

施策8：災害時に備え公益社団法人滋賀県獣医師会と災害協定を締結

3 活動内容

- (1) 被災動物救護本部の設置および運営管理
（一財）全国緊急災害時動物救援本部やペットフードメーカー、医薬品ディーラーへの支援要請や義援金・救援物資の受付・分配等を行う。
- (2) 所有者不明の被災動物の応急処置
滋賀県動物保護管理センターに収容された、飼い主不明の負傷犬猫の治療を行う。
- (3) その他、今後策定する災害発生時の同行避難に関するガイドラインに沿って、必要業務を協議する。